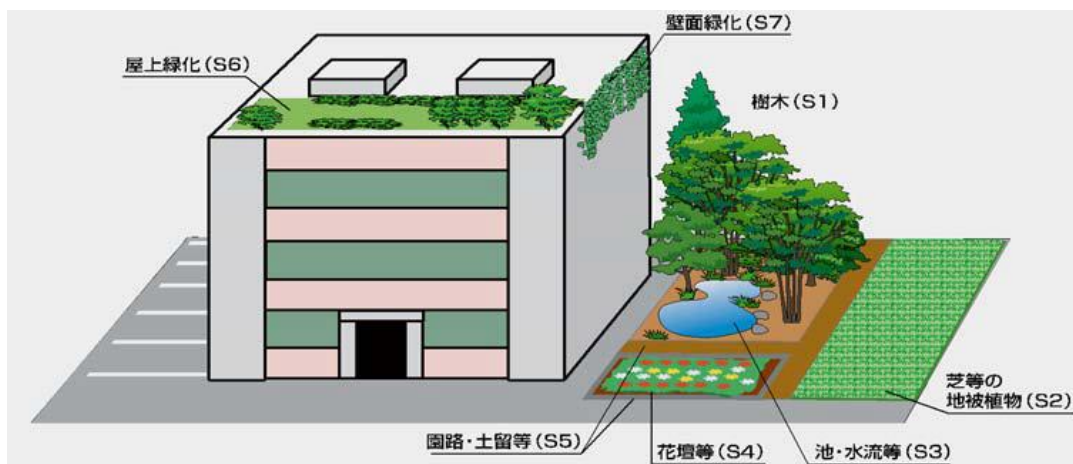


3. 緑化面積の計算方法

緑化計画を策定するにあたっては、①緑化面積の計算方法に適合していること、②緑化率の最低限度を満たしていること、③将来的に緑化施設の維持保全が可能であること、にご留意ください。以下の緑化面積の計算方法は、平成30年4月1日の法改正を反映したものです。なお、平成30年4月1日現在、建築が完了しており、維持保全義務を負っている建築物も適用できます。

3-1 緑化面積の考え方

緑化面積は樹木や芝などの緑化施設で被われている部分で、原則として、上から見た水平投影面積を緑化面積とします。



$$\text{緑化面積} = S1 + S2 + S3 + S4 + S5 + S6 + S7$$

- ポイント1** 緑化の種別（S1～S7）ごとの面積の合計をその敷地の緑化面積とします
緑化面積が緑化率の最低限度を満たしていれば、すべて（特にS5の土留・園路等）を計上しなくてもかまいません。
- ポイント2** 重複しての面積計上はできません
複数の緑化施設の水平投影が重複する部分は、いずれか1つの緑化面積を計上してください。
- ポイント3** 植栽基盤の面積（S1③参照）は内々寸法とします
植栽基盤の面積と土留（緑石）は別々に計上してください。
また、原則として、植栽基盤内に構造物等がある場合はその面積を控除してください。
- ポイント4** 既存の緑化施設も計上できます
敷地内で保全される既存の緑化施設も計算の対象とすることができます。
既存緑地を含む場合は、申請時に緑化の状況写真をご提出ください。
- ポイント5** 建築物の屋内の緑化施設は計上できません
緑化面積として計上できる施設は、建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限ります。建築物の内部空間に設けられたアトリウムなどは対象とすることができません。（建築物の屋内とは建築面積に算入される部分をいいます。）
- ポイント6** 緑化工事完了時を基準とします
緑化面積の計算は、緑化工事完了時点の状態を基準として計算します。
- ポイント7** 屋外階段の下なども緑化施設の計上ができます
建築面積に算入されない屋外階段の下などにおいて、植物の上端に十分な空間（1m以上）があり、雨水が降り込む場所にある低木、地被は緑化面積に算入できます。

※算定基準を満たしていない緑化施設においても、都市景観の向上と緑に癒される都市空間を創設する、視認性および都市環境への貢献が高いものはご相談ください。

3-2 緑化の種類ごとの面積計算方法

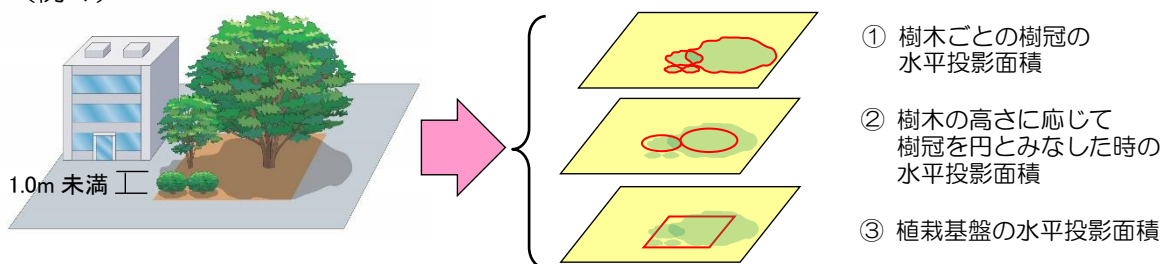
(1) 樹木 (S1)

ポイント1 3通りの計算方法があります

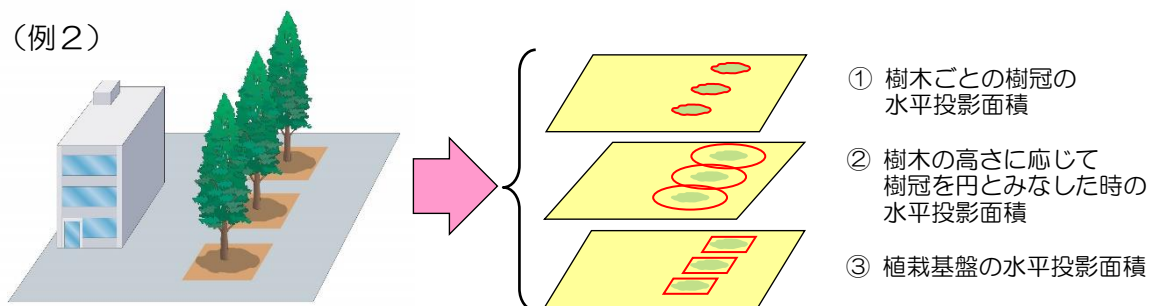
樹木は、次に示す3通りの計算方法のうち、いずれかの方法に従って計算します。
計算方法によって算出される面積が異なりますので、最も有利な方法を選択することができます。
それぞれの計算方法は、[P34](#)以降を参照してください。

- ① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積
- ② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の水平投影面積
- ③ 植栽基盤の水平投影面積

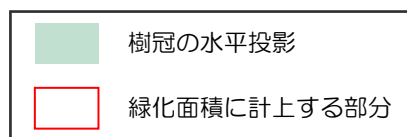
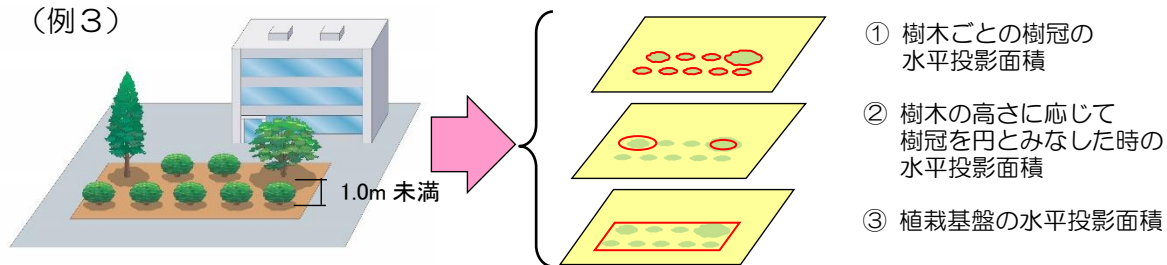
(例1)



(例2)



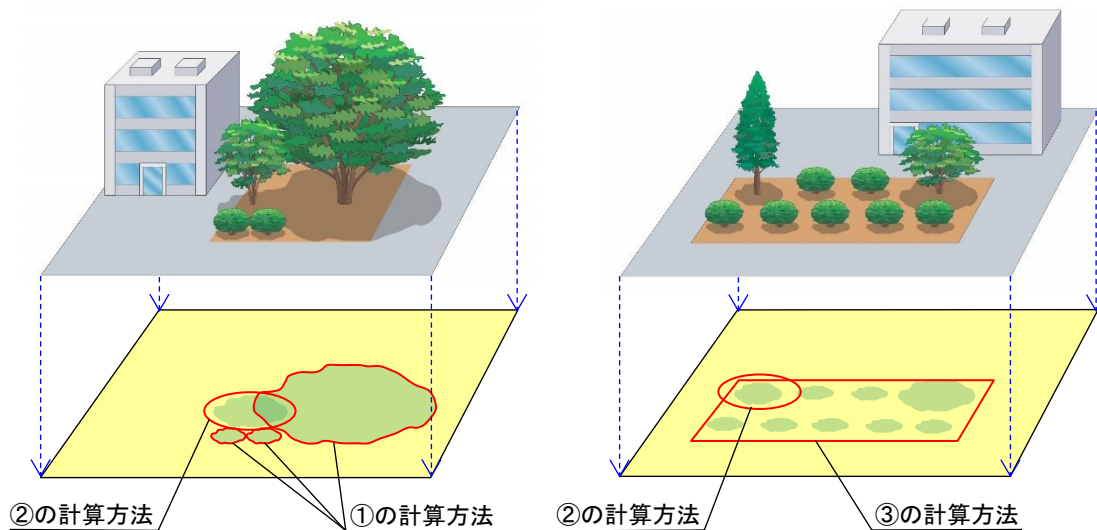
(例3)



※②の計算方法は、樹高が1m以上のものに限ります。

ポイント2 樹木ごとに計算方法を選択できます

敷地全体における樹木の緑化面積は、①～③の計算方法を組み合わせて算出することができます。ただし、③の計算方法を選択した場合、②のみなし樹冠を用いる計算方法には、一定の制限があります。

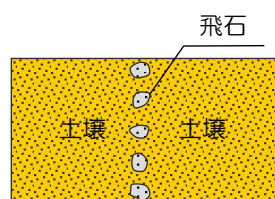


①と②の組み合わせ＝〇

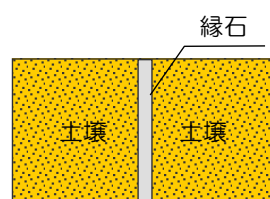
②と③の組み合わせ＝〇

②と③を組み合わせる場合は、②の計算方法で緑化面積を計上し、残りの部分を③の計算方法で計上してください。ただし、③の計算方法においては、②で使用した樹木は使用できません。

なお、植栽基盤が縁石等により明確に区分されている場合は、2か所の植栽基盤とみなします。



1か所の植栽基盤

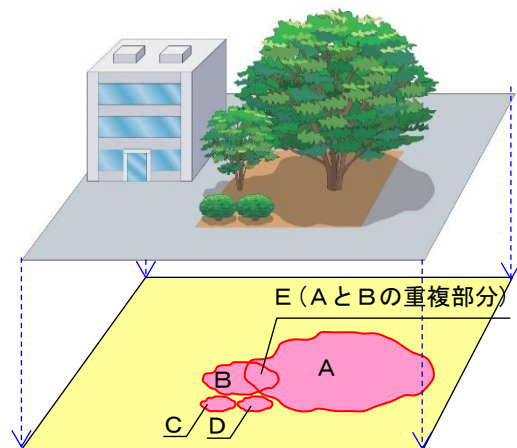


2か所の植栽基盤

① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積（S1①）

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。ただし、水平投影樹冠が敷地外に出る部分は、緑化面積として計上することができません。

樹冠の形状、植栽位置を把握し緑化面積を計算するため、比較的大きな既存樹を利用する場合に有効です。

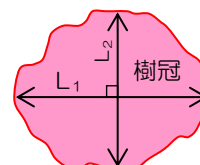


【計算式】

$$S1_{①}=A+B+C+D-E$$

樹冠の水平投影面積の計算例

下図のように、直行する L_1 と L_2 の平均を直径とした円の面積を樹冠の水平投影面積とすることができます。



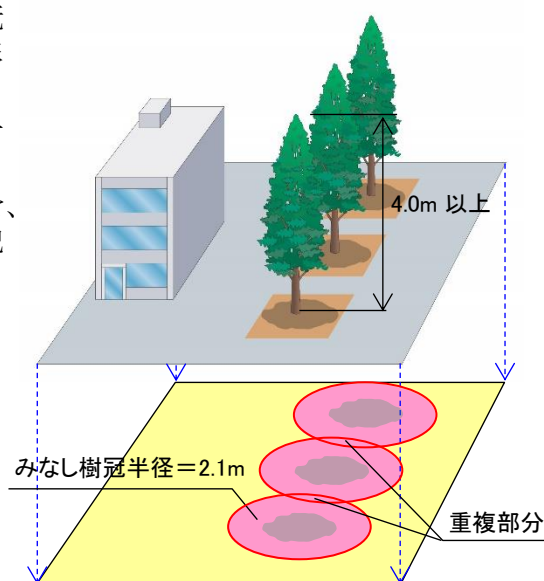
$$S = \pi \left(\frac{L_1 + L_2}{4} \right)^2$$

② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の水平投影面積（S1②）

樹木の高さに応じて、下表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなします。この「みなし樹冠」の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。ただし、「みなし樹冠」が敷地外に出る部分は緑化面積として計上することはできません。

樹木ごとの高さに応じ、植栽位置・みなし樹冠の円を、幹芯の位置を中心にして、図面の縮尺に応じ正確に記入し、緑化面積を計算してください。

樹木の高さ (緑化工事完了時)	みなし樹冠 の半径	みなし樹冠 の面積	本数
高木 4.0m以上	2.1m	13.8 m ²	T ₁
中高木 2.5m以上 ～4.0m未満	1.6m	8.0 m ²	T ₂
中木 1.0m以上 ～2.5m未満	1.1m	3.8 m ²	T ₃
この計算方法は、樹高が1 m以上のものに限りです。			



【計算式】

$$S1_{②}=T_1 \times 13.8 + T_2 \times 8.0 + T_3 \times 3.8 - (\text{「みなし樹冠」の重複する面積})$$

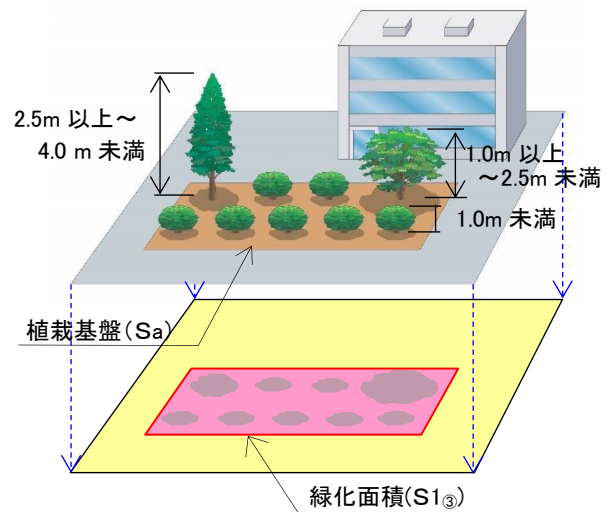
- 1 「みなし樹冠」が重複する箇所は、重複計上できません。
- 2 「みなし樹冠」を計上する場合は、緑化図面に樹高を明記し、上記表における大きさの円を、正確な縮尺で、樹冠を図示してください。
- 3 「みなし樹冠」が建築物等に重なる部分は、緑化面積として計上することはできません。ただし、樹高が建築物よりも高い場合は緑化面積として計上することができます。
- 4 中木以上の樹木は、バルコニー等の被らない位置に植付とします。(幹芯の位置にて判断)
- 5 タケ類は高さに関わらず「みなし樹冠」として計上することはできません。(低木扱い)
- 6 ヤシ、ドラセナなどの特殊樹の扱いについてはご相談ください。

③植栽基盤の水平投影面積（ $S_{1③}$ ）

下記に示す換算緑化面積が植栽基盤（植物が生育するための土壌その他の資材に覆われた土地であって、明確に区分された土地）の水平投影面積以上であり、かつ、樹木が適切な配置で植栽されている場合は、植栽基盤の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。構造物等がある場合は原則として緑化面積からその面積を控除してください。

また、換算緑化面積が植栽基盤の水平投影面積を下回る場合は、換算緑化面積を緑化面積として計上することができます。

ツツジやサザンカなどの樹木が植栽されている植樹帯を計上する場合に有効です。



【換算緑化面積の計算方法】

S_a = 植栽基盤の面積 (m^2)

$S_b = 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$

T_1 : 高木 (高さ 4m以上の樹木) の本数

T_2 : 中高木 (高さ 2.5m以上 4m未満の樹木) の本数

T_3 : 中木 (高さ 1m以上 2.5m未満の樹木) の本数

T_4 : 低木 (高さ 1m未満の樹木) の本数

としたとき、

$S_a \leq S_b$ のとき $S_{1③} = S_a$

$S_a > S_b$ のとき $S_{1③} = S_b$ とします。

※植栽基盤の中に上記樹木以外に芝や地被植物が混植されている場合は、

$S_b = 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4 +$ 芝や地被植物でおおわれた面積

として考え、

$S_a \leq S_b$ のとき $S_{1③} = S_a$

$S_a > S_b$ のとき $S_{1③} = S_b$ とします。

(2) 芝、その他の地被植物で表面が被われている部分 (S2)

芝、その他の地被植物で表面が被われている部分の水平投影面積を緑化面積とすることができます。構造物等がある場合は、原則として、緑化面積から面積を控除してください。

駐車場に接する場所など、車両が乗り入れる可能性のある所に芝や地被植物を植栽する場合は、乗り入れ防止として、低木の植栽帯や車止め、あるいは段差 10cm 程度の縁石を設置するなど、植物保護の対応を行ってください。

ポイント1 芝の考え方

芝は 7 分張以上の張芝を行っていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。7割未満の場合は実際の張芝の水平投影面積が緑化面積となります。(例えば 5 分張であれば、植栽基盤全体面積の 50%が緑化面積となります。)

ポイント2 地被植物の考え方

地被植物は、基本的に 16 株/㎡以上の密度で植栽されていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。ただし、セダム、タマリユウ、ジャノヒゲは 36 株/㎡以上とします。16 株/㎡未満で植えつける植物は、推奨植え付け株数のわかる資料を申請時に添付してください。

ポイント3 駐車場緑化の考え方

駐車場を緑化する場合は、緑化保護資材を使用する必要があります。緑化面積の算定方法は以下のとおりとします。

【駐車場緑化の緑化面積の考え方】

緑化面積＝緑化保護資材の設置面積×0.8

ただし、緑化保護資材の緑化率が 64%未満のときは

緑化面積＝緑化保護資材の設置面積×製品ごとの緑化率×1.25 とします。

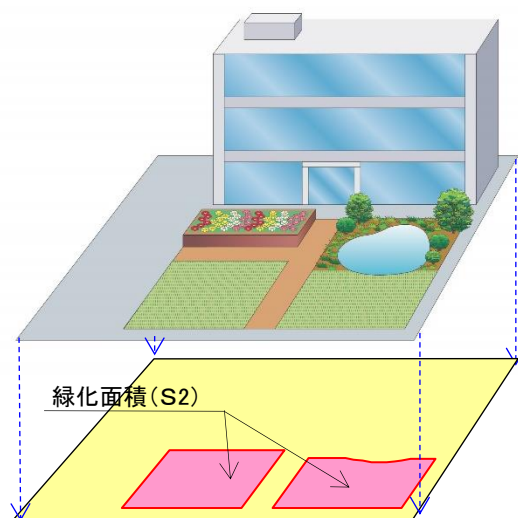
なお、芝生を施工する場合は全張りとし、緑化図面にも「全張り」と記入してください。

- ※ 車両下部分(タイヤに踏まれにくい中央部分)を、緑化保護資材を利用しないで緑化する場合は、その形状寸法については、車止めまでの距離が 2.5m、幅員が 0.7mを上限とします。それよりも広くする場合は緑化保護資材を設置し芝を全張する必要があります。デザイン上などの理由から、2.5m×0.7m 以上緑化した場合でも、緑化保護材を使用しない場合は 2.5m×0.7m までしか緑化面積に算入できません。また、車止めを設置しない場合は、駐車場の背後(前面)にある壁面や生垣の中心から 0.5m 離れた位置を車止めの場所とみなしますので、それ以上の幅は緑化面積に計上できません。縦列に 2 台以上駐車される場合は別途ご相談ください。

- ※ 緑化保護資材を使用した駐車場緑化の周囲にある縁石は土留め(S5)として計上することはできません。

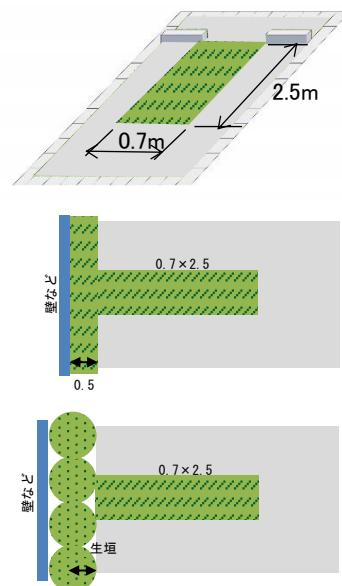
ポイント4 パーゴラ等の考え方

既存のパーゴラ等の場合は、樹冠の水平投影面積(S1①)、又は地被植物で被われている面積(S2)で計上してください。新規にパーゴラ等を設置する場合は、樹木の高さに応じたみなし樹冠面積(S1②)で計上するか、つる性植物ではそのつるが、パーゴラ等を平均して30cm以下の間隔で被っていれば、被覆している面積を緑化面積(S2)として計上することができます。



【計算式】

S2＝植栽基盤の水平投影面積



[目次に戻る](#)

(3) 池・水流等 (S3)

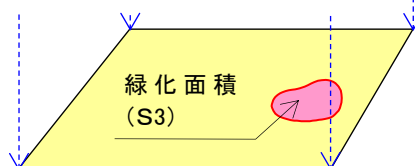
池、水流等で、植栽等 (S5として計算する土留や園路及び他用途を兼ねる緑化駐車場は含みません)と一体となって自然的環境を形成しているものも水平投影面積を緑化面積とすることができます。

構造物等がある場合は原則として緑化面積からその面積を控除してください。

ポイント1

植栽等との位置関係の条件

- ・池の場合、外周延長の 1/2 を超えて連続して植栽等に面していることが必要です。
- ・水流の場合、流れの両側が植栽等に面していることが必要です。
- ・水流と水流に面している植栽等との横断面のうち、植栽等の横断延長が水流の横断延長を超えていることが必要です。
- ・池、水流ともに、面している一体の植栽等が、池・水流の面積以上であることが必要です。



【計算式】

$$S3 = \text{池・水流等の水平投影面積}$$

ポイント2

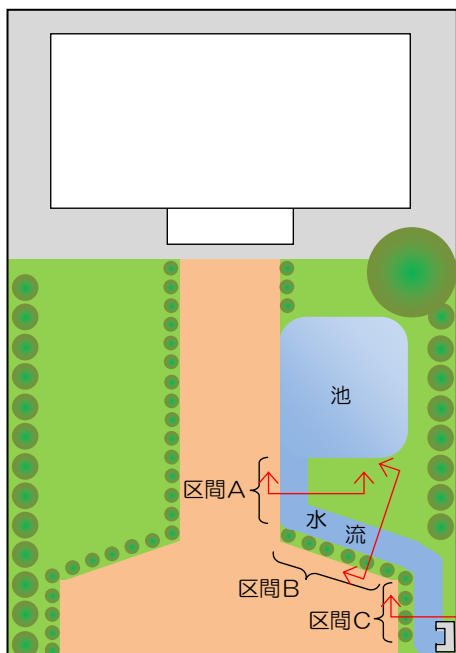
材料の条件

池や流れの底の表面が、土もしくは石で被われていることが必要です。コンクリート、タイル、レンガ等で表面が被われている場合は、緑化面積に計上することはできません。

ポイント3

水流の部分計上

一つの水流の中で、上記の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間のみを部分計上することができます。



池=○

池に面している一体の植栽等が池の面積以上であるため、条件を満たします。

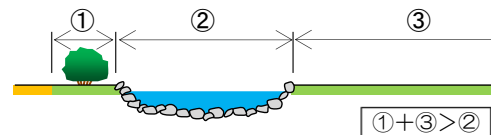
水流

・区間A=×



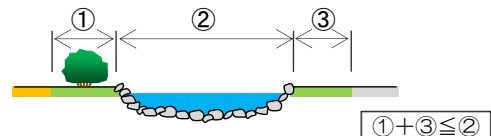
片側が植栽等に面していないため、条件を満たしません。

・区間B=○



植栽等の横断延長が水流の横断延長を超え、条件を満たします。

・区間C=×



植栽等の横断延長が水流の横断延長以下のため、条件を満たしません。

(4) 花壇等 (S4)

草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積を緑化面積とすることができます。花壇等に含まれるものは、草花等が生育するために、土を盛り上げたり仕切りを設けたりしたもので、良質土の補充や土壌改良などが施されたものです。(草花等が生育するために必要な土壌の厚さは概ね15cm以上です。)

※ ツツジやサザンカなどの樹木が植栽されている植樹帯は樹木(S1③)で計上してください。また、花壇に付属して設けられる縁石は、土留として扱うことができます。計算方法は土留・園路等(S5)を参照してください。

構造物等がある場合は原則として緑化面積からその面積を控除してください。

ポイント1

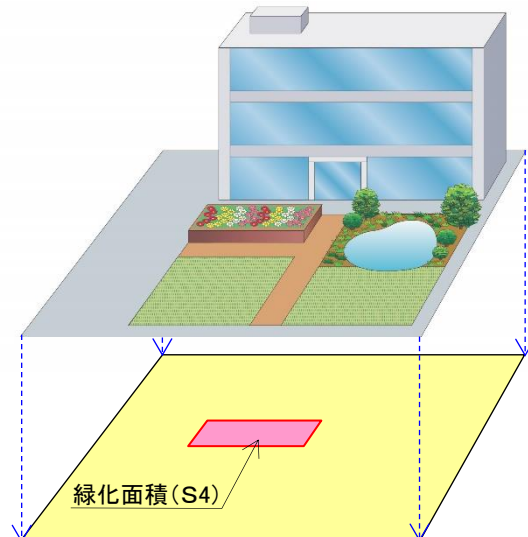
植栽期間の条件

花壇は、「適宜植替えが必要な植物が、年に6ヶ月以上植えられている」ことを条件に、花壇面積の全てを緑化面積として計上できます。原則として緑化工事完了時に、植え付け(播種、球根植付けも可)がされていることが必要です。

ポイント2

菜園の考え方

菜園は、花壇として計上ができます。花壇と同様に、年に6か月以上の植え付けが必要です。15 cm以上の土壌厚のあるものを、菜園として取り扱います。



【計算式】

S4＝植栽基盤の水平投影面積

ポイント3

プランターやコンテナ等の考え方

プランターやコンテナ等は、容易に移動できると考えられるため緑化面積に計上できません。ただし、概ね容積 50L以上のものを、アンカーボルトやモルタル、接着剤等で地盤や建築物等の躯体にしっかりと固定すれば緑化面積として計上できます。

(屋上緑化で用いる場合も同様です)

(5) 土留・園路等 (S5)

①「土留」、②「園路」、③「植栽等 (S5として計算する土留や園路及び他用途を兼ねる緑化駐車場は含みません。以下本項で同様に扱います)と一体となった小規模な広場」、④「ベンチ等」は、全緑化面積の1/5を越えない範囲まで加算し緑化面積に算入することができます。

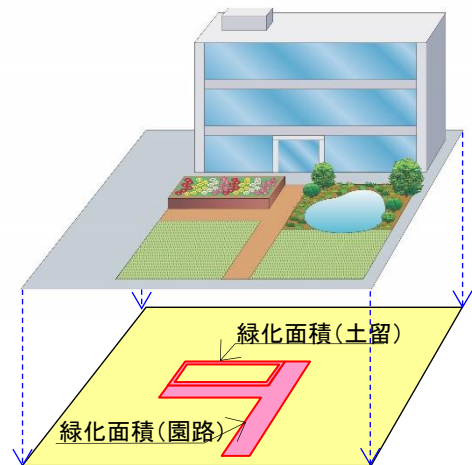
(S5の合計が緑化面積に占める割合が 1/5 以下であることを明らかにするため、S5以外との緑化面積は別に計上してください。)

ポイント1 「土留」の条件

- ・少なくとも片側が植栽等に面していることが必要です。
- ・建物の躯体を土留として利用している場合は対象としません。
- ・土留めで計上できる幅は 40 cm までです。
- ・土留めの計上に当たっては、幅×延長の計算結果で計上をします。

ポイント2 「園路」の条件

- ・園路から植栽の観賞を行えることが必要です。
- ・園路の両側が植栽等に面していることが必要です。
- ・園路に面した植栽等の面積が園路の面積以上であることが必要です。
- ・園路と園路に面した植栽等の横断面のうち、植栽等の横断延長が園路の横断延長を超えていることが必要です。
- ・日常的な車両通行のないことが必要です。
- ・一つの園路の中で、上記の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間のみを部分計上することができます。
- ・園路の中や面した位置にある土留・縁石は、園路として扱うことができます。
- ・園路の計上に当たっては、幅×延長で計上することを原則とします。不定形な園路・園路にみなし樹冠がかかるため不定形になるものは水平投影面積とします。



【計算式】

$$S5 = \text{園路} \cdot \text{土留幅} \times \text{延長}$$

不定形な園路・小規模な広場については

$$S5 = \text{水平投影面積}$$

ポイント3 「植栽等と一体となった小規模な広場」の条件

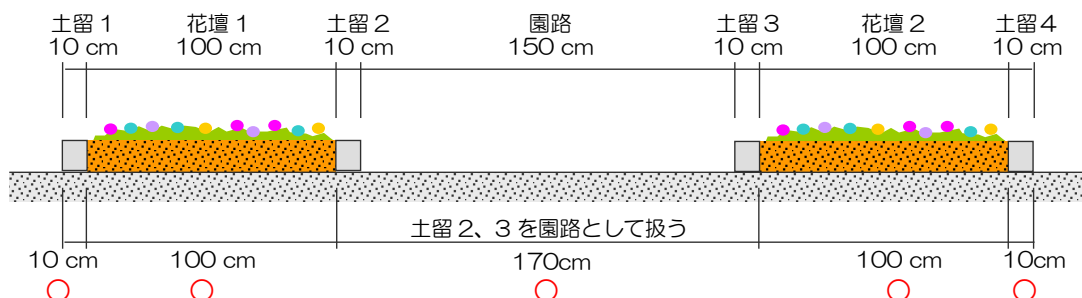
- ・連続する外周延長の 1/2 を超えて植栽等に面していることが必要です。
- ・面している植栽等の面積が、広場の面積以上であることが必要です。
- ・小規模な広場の中や広場に面した位置にある土留・縁石は、小規模な広場として扱うことができます。

ポイント4 「ベンチ等」の条件

- ・適用される施設は、植栽もしくは園路、小規模な広場の中に設置されているベンチや水のみ、遊具、照明、看板等で、主たる目的が緑地の利用もしくは緑地の維持管理である施設とします。
- ・1施設で1㎡以上のものは対象外とします。

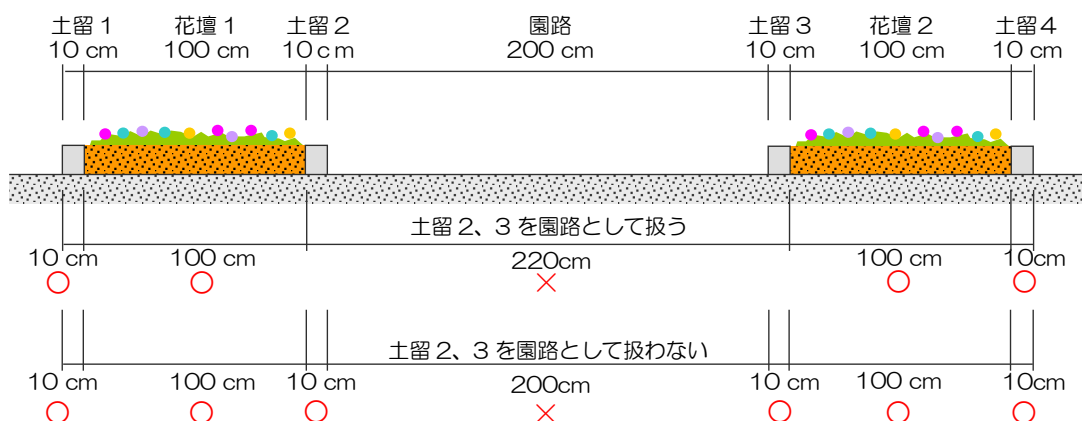
◆横断延長の条件による園路・土留の考え方

(例 1) 園路を緑化面積に計上できる場合



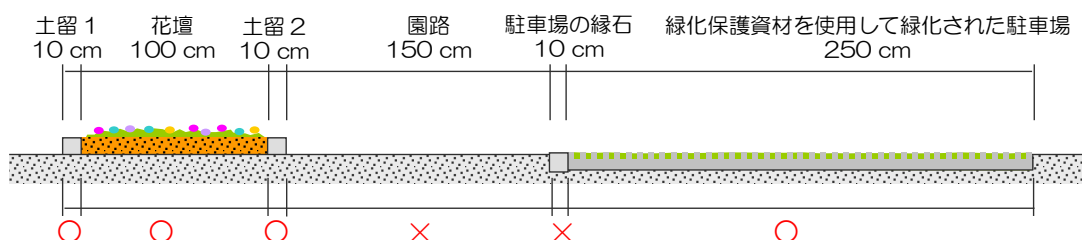
- 土留 2、3 を園路として扱います。
- 土留 2、3 を園路として扱うと、園路の横断延長は 170cm となります。園路に面した植栽等（花壇）の横断延長（ $100\text{cm} \times 2 = 200\text{cm}$ ）が園路と園路に面した植栽の横断延長（ $170\text{cm} + 200\text{cm} = 370\text{cm}$ ）の $1/2$ を超えるため、園路を緑化面積に計上することができます。
- 土留 1、4 は片側が植栽等に面しているため、緑化面積に計上することができます。

(例 2) 園路を緑化面積に計上できない場合



- (例 1) と同様に、土留 2、3 を園路として扱うと、園路の横断延長は 220cm となります。園路に面した植栽等（花壇）の横断延長（ $100\text{cm} + 100\text{cm} = 200\text{cm}$ ）が園路と園路に面した植栽の横断延長（ $220\text{cm} + 200\text{cm} = 420\text{cm}$ ）の $1/2$ を超えないため、園路を緑化面積に計上することができません。
- 土留 2、3 を園路として扱わず土留として扱えば、土留 2、3 は片側が植栽等（花壇）に面しているため、緑化面積に計上することができます。園路（200cm）は植栽等に面していないため、緑化面積に計上することはできません。

(例 3) 園路が緑化された駐車場に面している場合



- 園路の片側が緑化された駐車場に面していますが、緑化保護資材を使用して緑化された駐車場は S5 で規定する「植栽等」とはみなされないため、園路部分を緑化面積に計上することはできません。同様に緑化された駐車場の周囲にある縁石も土留として認められません。
- 緑化された駐車場に緑化保護資材を使用している場合の面積算定は、[P36](#) の「芝、その他の地被植物で表面が被われている部分」（S2）の【ポイント3】を参照してください。

(6) 屋上緑化 (S6)

建築物その他工作物の上面に植栽された緑化施設を緑化面積として計上することができます。緑化面積の計算方法は(1)～(5)と同様となります。植栽する緑化施設に応じた方法で計算してください。

パレット・パネル等を敷き並べる場合は、パレットの緑化部分の一枚当たりの緑化面積(外寸の縦×横)×枚数で計算した合計緑化面積を計上してください。なお、上記の場合には、周囲に行う縁石等は、S5の土留めとして計上できません。

必ず、個別詳細図(P85、86)を添付してください。

(7) 壁面緑化 (S7)

建築物の外壁等について「緑化された外壁の水平投影の長さ×鉛直投影の高さ」(鉛直投影面積)を緑化面積とすることができます。

ポイント1

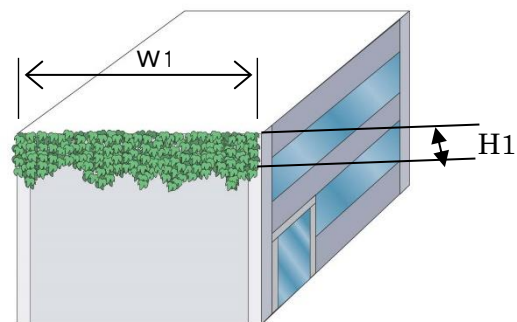
適用範囲について

建築物の外壁(建築物の一部として実際に存在するものに限る)に限定されます。塀やフェンス等、建築物の外壁以外の壁面は緑化面積として計上することができません。

ポイント2

壁面緑化の考え方

- ・将来的に緑化されることが確実で、耐久性のある緑化補助資材を設置した場合も、H1 とみなします。
- ・補助資材は、壁面から 50 センチ以内に設置する必要があります。(P86 参照)
- ・つる性の植物を利用する場合は 3 株/m 以上必要となります。
- ・原則として、一年草(アサガオ等)は壁面緑化として計上することはできません。ナツヅタ等、冬期に落葉はするが茎が残るものは壁面緑化として計上することができます。
- ・緑化補助資材と使用する植物の登攀機能の組み合わせは、次の表を基準とします。表に当てはまらない補助資材、表にない植物を使用する際は、事前に緑地維持課(052-972-2465)までご確認ください。
- ・緑化植物や補助資材が、経年による劣化、自重、強風等で落下することがないように、植物・補助資材の構造等を選定するようにしてください。



【計算式】

$$S7 = W1 \times H1$$

補助資材種別	資材に適した植物
線の資材 (ワイヤー、金属棒)	巻きつる型(カロライナジャスミン、スイカズラ、ビナンカズラ、ツキヌキニンドウ、テイカカズラなど)
格子状資材 (金網・ネット)	巻きひげ型(ニンニクカズラ、ビグノニア、トケイソウ、ブドウ類など)、巻きつる型(カロライナジャスミン、スイカズラ、ビナンカズラ、ツキヌキニンドウ、テイカカズラなど)、巻き葉柄型(クレマチス、カザグルマなど)
面的資材 (ヤシガラマット、不織布)	付着根型(アメリカツルマサキ、オオイタビ、キヅタ、テイカカズラ、ヘデラ・ヘリックス、ヘデラ・カナリエンシス、ナツヅタなど)、付着盤型(ビグノニア、ナツヅタなど)
植栽基盤型 (ポット差し込み、プランター)	植物の制限なし。ただし、通年緑化するものであること。

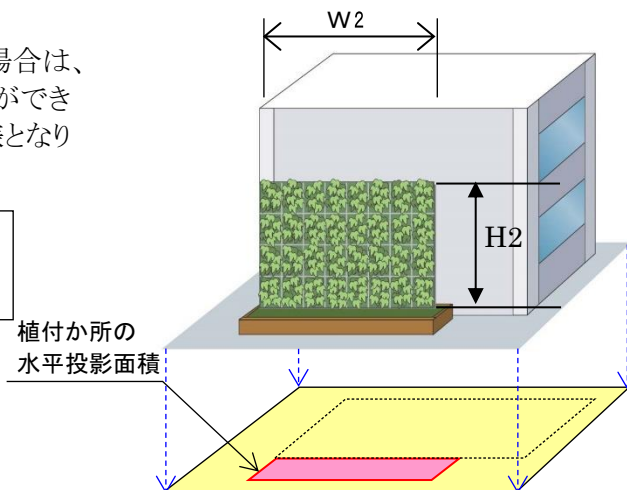
ポイント3

壁面緑化植栽面の扱い

- 壁面緑化の植栽面に芝生等を植栽した場合は、壁面緑化植栽か所の面積も計上することができます。面積の計算方法は(1)～(6)と同様となります。

$$S7 = W2 \times H2$$

(S7に加え、植付か所の水平投影面積を計上可)



ポイント4

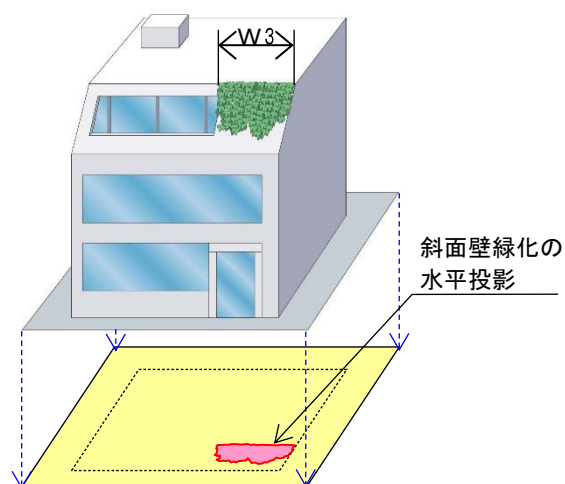
傾斜した壁面緑化の考え方

- 傾斜した壁面では、「緑化施設の水平投影面積」が「緑化された外壁の水平投影の長さ×鉛直方向の高さ」より、大きい場合、屋上緑化として計上することができます。この場合、ポイント3の植栽基盤との重複計上はできません。

$$S7 = W3 \times \text{鉛直方向の長さ}$$

又は

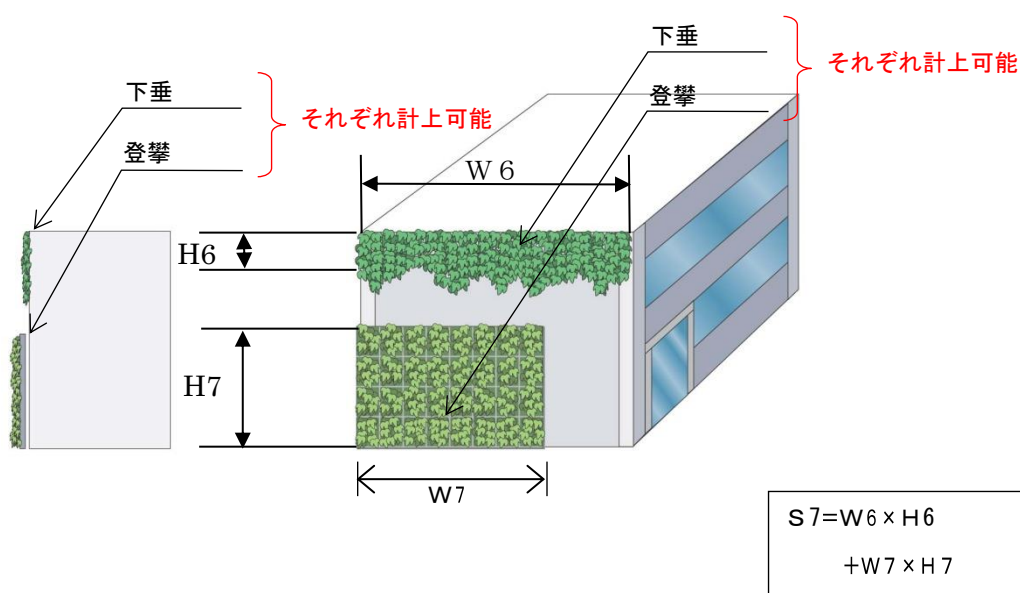
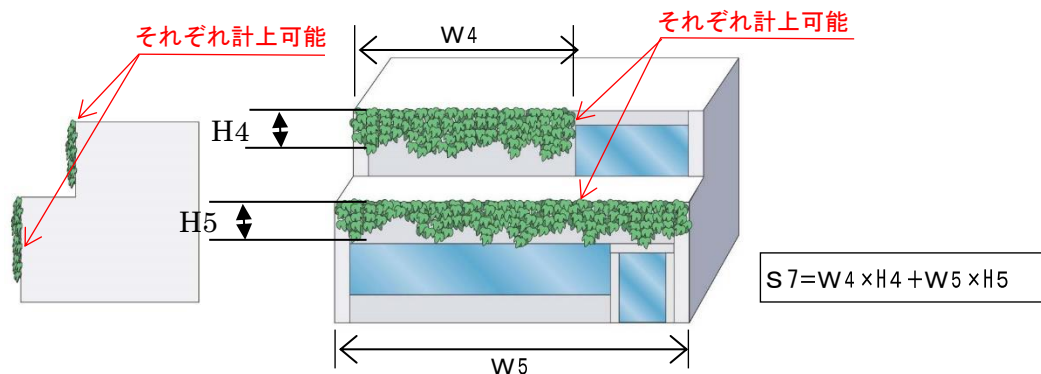
$$S6 = \text{水平投影面積}$$



ポイント5

複数箇所の壁面緑化

- ・同一壁面の複数箇所を緑化した場合も、平成30年4月1日から、重複して計上することが可能になりました。
- ・階段状の建築物で、外壁の水平投影が重ならない場合も、従前どおりそれぞれの緑化面積を計上することができます。



ポイント6

他の緑化施設との重複

- ・壁面緑化は、壁面緑化以外の緑化施設の水平投影と重複して計上することができます。ただし、傾斜壁面において、緑化施設の水平投影面積を緑化面積とする場合は重複して計上することができません。

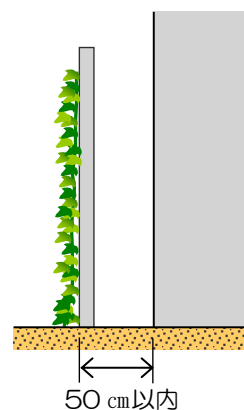
ポイント7

特殊な壁面緑化

壁面緑化は、原則、建築物の外壁を緑化する場合とされていますが、以下のような緑化も壁面緑化として扱うことができます。

① 自立式壁面の緑化

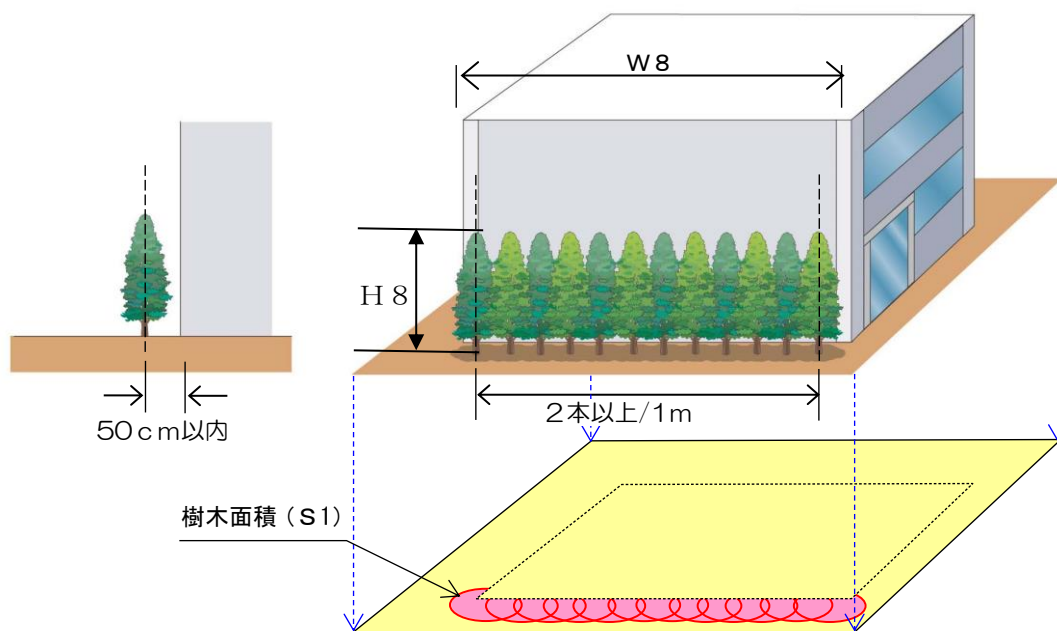
建築物の外壁に沿わせてフェンス等を設置し、緑化する場合も、壁面緑化として扱うこともできます。ただし、フェンス等の外面から建築物の外壁までの距離が 50cm以内 で、外側に向けて緑化されていることが条件です。



② 生垣

建築物の外壁に沿わせて生垣を植栽する場合、生垣を壁面緑化として扱うことができます。ただし、中木以上の樹木を壁面から幹の中心までの距離 50cm以内、1m当り2本以上の植栽が必要です。

また、生垣は樹木として計上することもできます。その場合、壁面緑化として算出した面積と、樹木として算出した面積の両方を緑化面積として計上することができます。



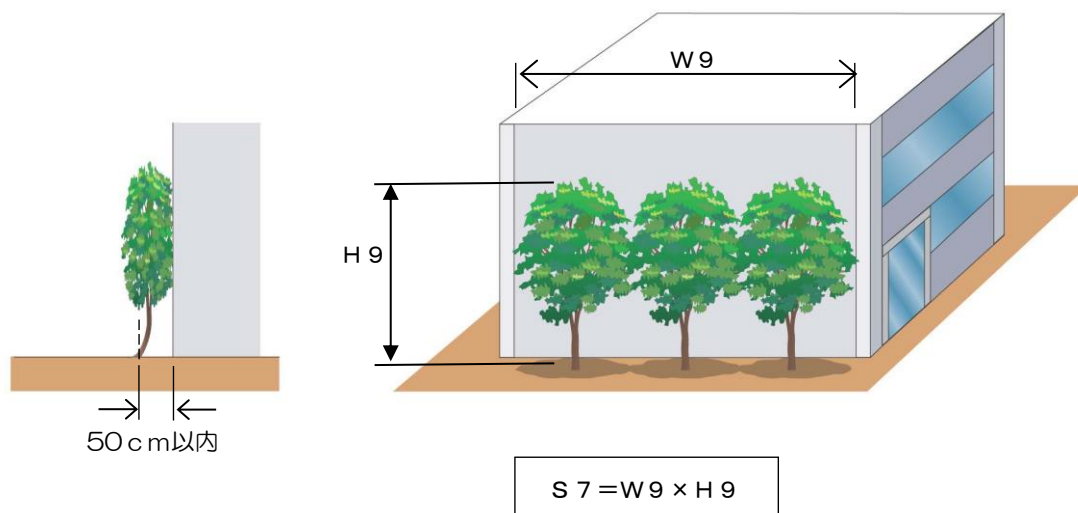
$$S7 = W8 \times H8$$

(S7に加え、S1で計算した樹木の面積を計上可)

③ エスパリエ*

エスパリエを使用して壁面緑化する場合も、緑化面積に計上することができます。ただし、中木以上の樹木を用いて、壁面から幹の中心までの距離は 50cm以内で植栽することが必要です。その場合の壁面緑化面積は「樹冠の水平投影長さ×樹高」とします。

*) エスパリエ：樹木を壁面や塀などに誘引して緑化する手法。



④外壁に準ずるものへの緑化

ベランダやバルコニーの壁面や、建築と一体となったからぼり(ドライエリア)の周壁を緑化した場合も壁面緑化として計上できます。

また、建築物の一部として、建築物の外周(外壁がなくてもよい)から 50cm 以内(屋上の場合は外周の parapet から 50cm 以内)に概ね直立に整備された構造物(ボルトや溶接、モルタルなどで建築物等にしっかりと固定されたものに限る)のうち、屋外に面している部分を緑化した場合も壁面緑化として計上できます。

[目次に戻る](#)